

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域内フィーダー系統【乗合バス型(路線定期・路線不定期)運行】用)

事業者名	豊鉄タクシー株式会社	平成28年度
------	------------	--------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の前々年度(基準期間*)の損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	13,121 千円	営業外収益	139 千円	経常収益(イ)	13,260 千円
営業費用	105,759 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ)	105,759 千円	
営業損益	▲ 92,638 千円	営業外損益	139 千円	経常損益	▲ 92,499 千円	
補助対象期間の前々年度の実車走行キロ(ハ)	513,622.1 km			経常収支率	12.53 %	

基準期間の前年度の損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	10,385 千円	営業外収益	302 千円	経常収益(イ')	10,687 千円
営業費用	101,650 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ')	101,650 千円	
営業損益	▲ 91,265 千円	営業外損益	302 千円	経常損益	▲ 90,963 千円	
基準期間の前年度の実車走行キロ(ハ')	506,026.0 km			経常収支率	10.51 %	

基準期間の前々年度の損益状況	乗合バス事業		自家用有償旅客運送			
	営業収益	10,212 千円	営業外収益	610 千円	経常収益(イ'')	10,822 千円
営業費用	101,788 千円	営業外費用	0 千円	経常費用(ロ'')	101,788 千円	
営業損益	▲ 91,576 千円	営業外損益	610 千円	経常損益	▲ 90,966 千円	
基準期間の前々年度の実車走行キロ(ハ'')	504,501.0 km			経常収支率	10.63 %	

(補助対象事業者の「基準期間*を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前々年度) $\text{ロ}'' \div \text{ハ}'' = \text{a}$	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) $\text{ロ}' \div \text{ハ}' = \text{b}$	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間) $\text{ロ} \div \text{ハ} = \text{c}$	平均増減率 $\frac{((\text{b} \div \text{a}) - 1) + ((\text{c} \div \text{b}) - 1)}{2} = \text{d}$
東海	201円.75銭	200円.87銭	205円.90銭	1.03 %
	円 銭	円 銭	円 銭	%

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キロ 当たり経常費用 $\text{c} \times (1 + (\text{d} \div 2))^2 = \text{ニ}$	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常収益 イ \div ハ
東海	208円.02銭	361円.01銭	208円.02銭	25円.81銭
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭

3. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブロック名	申請番号	運行系統名	運行系統			計画運行回数	計画運行回数	系統キロ程		補助ブロック外乗入部分のキロ程		同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程		補助ブロック外乗入れ部分及び同一補助ブロック市区町村外乗入れ部分以外のキロ程の比率 (チ-(リ+ヌ)) \div チ=ル	計画実車走行キロ ヲ
			起点	主な経由地	終点			往	復	往	復	往	復		
東海	1	西部線	川田原滝	新城駅	新城東高校	244 日	1,220 回	往 13.8km (平均) 復 13.8km	13.8km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	往 0.0km (平均) 復 0.0km	0.0km	100.0%	33,672.0km
合計		系統	/	/	/	/	/	往 13.8km 復 13.8km	13.8km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	往 0.0km 復 0.0km	0.0km	/	33,672.0km

補助ブロック名	申請番号	補助対象経常費用の見込額 ヘ \times ヲ以下の額:ワ	補助対象系統のキロ 当たり経常収益 ト	補助対象系統の経常収益 の見込額 ト \times ヲ以上の額:カ	補助対象経常費用から経常 収益を控除した額 ワ-カ=ヨ	ヨのうち補助ブロック外乗入部分及び 同一補助ブロック市区町村外乗入部分 以外に係るもの ヨ \times ル=ソ	補助対象経費 ツ	補助対象経費の1/2 ツ \times 1/2=ネ	国庫補助 上限額 ナ	国庫補助金 内定申請額 (ネ又はナの うちいずれか 少ないほうの 額) ラ
東海	1	7,004,449 円	19円.67銭	662,328 円	6,342,121 円	6,342,121 円	6,342千円	3,171. 千円	/	/
合計		7,004,449 円	/	662,328 円	6,342,121 円	6,342,121 円	6,342 千円	3,171 千円	3,345千円	3,171 千円

補助ブロック名	申請番号	経常費用から経常収益を控除した額 ニ×ヲーカ＝ム	損失額から国庫補助額を控除した額 ムーラ＝ウ	ウの負担者とその負担割合								
				都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の具体的な概要
				負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
東海	1	6,342,121 円										
合計		6,342,121 円	3,171,121 円	円	%	3,171,121 円	100 %	円	%	円	%	

(1) 記載要領

- 1.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6(附則第3条の適用を受ける事業者にあつては別表28)の名称を記載すること。
- 2.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節及び第5節に係る経常費用を除くこと。
- 3.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況を損益状況欄に記載すること。
- 4.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス(自家用有償運送)事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、原則として、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。
- 5.申請番号は、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 8.「系統キロ程」、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」及び「市区町村外乗入部分のキロ程」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。なお、循環系統については、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載する等、循環系統であることがわかるようにすること。
- 9.「同一補助ブロック市区町村外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における市区町村外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる市区町村外乗入部分は(リ)に記載すること。
- 10.「補助ブロック外乗入部分及び市区町村外乗入部分以外のキロ程の比率(ル)」については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 11.「計画実車走行キロ」は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 12.「補助対象経費」の欄は、(ソ)の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。
- 13.「補助対象経費の1/2」の欄は、系統ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 14.「国庫補助上限額」の欄は、市区町村等が当該市区町村等に係る国庫補助上限額のうち、各事業者ごとに配分した額を記載すること。
- 15.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」、「基準期間の前年度の損益状況」、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 16.「補助対象系統のキロ当たり経常収益(ト)」の欄は、基準期間における各補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の実績により算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、市区町村協議会等が算出する経常収益の見込額を記載すること。
- 17.「平均増減率」は%以下第2位(小数点第3位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 18.「キロ当たり経常費用(ヘ)」の算出に当たり、再編特例により、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(ニ)」を、基準期間における「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(c)」の実績値とする場合には、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前々年度)(a)」、「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用(基準期間の前年度)(b)」及び「平均増減率(d)」は記載しないこと。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類(但し、前年度の補助対象期間に係る生活交通確保維持改善計画の添付書類として既に提出している場合は、基準期間の前年度及び基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類の添付を省略することができる。)